

第十六部

第四回参議院建設委員会會議録第一号

昭和二十三年十二月九日(木曜日)

委員氏名

石坂 登一君  
委員長  
理事  
原口忠次郎君  
仲子 隆君  
島津 忠彦君

委員

岩崎正三郎君  
島田 千壽君  
堀 未治君  
水久保基作君  
石川 一衛君  
田方 進君  
赤木 正雄君  
安部 定君  
久松 定武君  
北條 秀一君  
兼岩 傳一君

本日の會議に付した事件  
○道路の修繕に関する法律案(衆議院提出)

午後一時三十六分開会  
○委員長(石坂登一君) 只今より建設委員会を開会いたします。

本日は公報によつて御通知申上げてあります通り「道路の修繕に関する法律案」衆議院から回付されたのでありまして、幸い衆議院建設委員長がお見えになつておりますから、一應の立案の御趣旨を説明して頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(柏原義朗君) 閣士の再

第十六部

建設委員会會議録第一号 昭和二十三年十二月九日

参議院

建は先ず道路の再建より始まりますと考へまして、第三回國會より衆議院の建設委員会におきまして道路小委員会を設置いたしました。これが改修、維持に關し種々検討して参りました。その第一の措置といたしまして、ここに「道路の修繕に関する法律案」を提出しまして、皆様の御審議を仰ぎたいと存する次第であります。以下提案の要旨につきまして御説明申し上げます。

即ち本法案は道路修繕費の國庫補助を行うこと、並びに國道の修繕を國の直轄工事として行うことを目的とするものであります。これを議會立法として制定せんとするものであります。

先ず第一に我が國の國道は戰爭中の陸使によりまして非常に損傷を受けているため、幹線、支線共にその機能が大いに阻害されまして、交通輸送に重大なる支障を與えておる現状であります。現行道路法では道路の新設、改築、修繕及び維持は道路の管理者即ち地方公共団体の長が、その所屬する公共団体の費用を以て行ななければならぬことになつており、新設又は改築についてはその費用の一部につき國庫補助をなし得るよう規定いたしてありますが、修繕と維持につきましては國庫補助の規定がありません。維持については、現狀通り管理者にその所屬する公共団体の費用を以てこれを行なわしめるべきものと考へられますが、修繕については多年止むを得ざる事情もありまして、その必要とする費用が随分嵩んでおりますので、現狀におきましては地方においてのみこれを負担することは地方財政面から著しく困難でございまして、この修繕につきましても、新設、改築と同様に國庫補助を認めることが絶対に必要となつておるのであります。

次に現行道路法では、道路の新設、改築につきましては、國の直轄工事を認めておりますが、修繕につきましてはこれ又直轄施工が認められておりません。併しながら地方財政の困難な折から道路管理者にのみ修繕の義務を負わせず、新設、改築と同様に修繕についても國の直轄工事を認めるべき途を拓くべきものと考へるのであります。

向たま十一月二十七日に關係方面より日本政府宛に道路維持修繕五ヶ年計画に関するメモランダムが送附されました。日本政府に対し、道路の維持修繕に全力を挙げること、そのために昭和二十七年までの道路維持修繕計画を樹立し、これを一定期限までにC・T・Sに提供することを義務とすることを命じて来た次第であります。

さて道路法の全面的改正は目下建設省において研究中であります。前項のメモランダムに徴しましたところ、軍の要望に應ずるためにはこの補修の問題を速かに解決することが最も肝要であると考へられるのであります。向先般關係部とも協議いたしましたところ、本案は荒唐なる我が國道路の改善を促進するには暫定的措置といたしまして、最も適切妥當なものであるとの意向でありました。そういうわけであ

りますから、何とぞよろしく御審議の程をお願い申し上げます。以上であります。

○森本正雄君 この「当分の間」と書いてありますが、これは現在の道路法は不十分でありますから、どうせ道路法は全面的に改正なさるだろうと思ひますが、それまでのことを言つておられますか。或いは現在の道路法が修繕される前のことを言われておるのでしようか、どういつたものでしようか。

○衆議院議員(柏原義朗君) それは「当分の間」でして、道路法をつつ突き出したら非常にうるさいものですから、あつちこつちも……半年も一年もかかるのではないかと思ひますが、應急措置として引抜いて単独法としてやる方が手つ取り早いのであります。

○森本正雄君 では道路法を全面的に改正なさる前と、そういうふうに解釈してよろしいのでございませうか。

○衆議院議員(柏原義朗君) そうで

○森本正雄君 それからもう一つ、補助を與えることになりませんが、この修繕に對して……その補助の率はどれ程にするか。そういうふうのお考えを何かお持ちになつておりますか、補助の率の割合を。

○衆議院議員(西畑正倫君) 第一條の補助率は三分の一という見当でござい

○衆議院議員(西畑正倫君) 第一條と第二條は……独立した意味を持つてゐるでございまして、第一條は地方公共団体がやるものに対して、政府

○衆議院議員(西畑正倫君) 道路法に規定する道路というものは、國道、府縣道、市道をも總括して申上げるのでございまして、第二條の、建設大臣が直轄施工する……という部分は國道に限られるという意味であります。

○仲子隆君 そうすると第一條の道路の場合と、第二條による道路の場合とは何か特別な区別が考へられるのですか。前の道路の方は三分の一を、あとの方は三分の二を國家負担にする、と、こういう形になるようですが……。

が補助しよう。約三分の一程度のものを補助しよう。第二條は、必要がある」と認められた場合は、地方公共団体のやるべきものを建設大臣が直接施工しよう。その場合は当然國がその費用を負担する。併しながら地方公共団体はその費用の一部を負担する。こういう規定なんでありませう。

○仲子隆君 ここに「政令で定める」ということがありますが、第一條にあるところの「政令で定める」。それから第二條第二項に「政令の定めるところにより」とあり、第三項にも「政令の定めるところにより」とあり、こうあります。これらの政令はすでにできておるのであります。或いは案程度のものに定まつておるのであります。この法律は公布の日から施行するといふ附則を考えますと、施行せられるまでにこれらの政令ができておらなければならぬと思ひますが、これらはどうでしょう。

○衆議院専門員(西畑正倫君) まだ政令の内容はつきり確定いたしておりませんので、その外観だけを一應御説明申し上げます。第一條の政令の内容は、補助率と補助すべき事業費の範囲、それから補助金の支拂方法を規定するものであります。それから第二條第二項の政令と申しますものは、道路法第二十條第二項の規定による主務大臣の権限に関する件、第三百八十五号とは一致するものでございまして、直轄工事施工中におきまして、道路管理者に代つて建設大臣がその行使すべき権限を規定してあるものでございませう。それから第三項の政令は道路法第三十三條第三項の規定による道路に関する費用負担の件、第三百八十八

六号及び國庫補助規程内務省令第一号と内容的にはほぼ一致するものでございまして、補助率及び地方公共団体が費用の一部を負担する際の手続等を規定するものでございませう。それでこの三つの政令といふものは、今度政令として出す場合には一本にして、なるべく簡単に纏めて出すことを建設省で予定されておるのでございませう。それでこれが或る程度の成案を得ましたら、衆参両院の建設委員会に御相談するといふ、さつき委員長が申したような手配になつておられます。それで何故か、こういうことをしたかと申しますと、実は今回の措置といふものは、先程から申しましたように緊急措置でございまして、関係向きのメモランダム等に基づきまして、早急にこれを制定する必要があるものであります。その過程におきまして、建設省の方といたしましては、或る程度今政令に主眼点を置いて参つておるのでございませうが、今回のメモによりまして、補修維持に主眼点を置き、改築は暫くこれをかけようとする措置にも取られますので、尚且つ年度計画、或いは五ヶ年計画といふものを早急に出して、先方と折衷するといふことになつておるのでございませう。その結果におきまして補助すべき仕事の量、或いは補助率というものが或る程度変動があると思ひますから、その辺、折衝の余地を残すという意味で、こういうふうな政令によるというふうな措置をいたした次第であります。

○仲子隆君 この政令がないのに、この法律を公布の日から施行するといふことになる、これは実施上非常に困難になりやせんかと思はれるのであり

ますが、これらに対して至急にやるといふことではあるけれども、予め直きにできるという時期を考えずに、この法を決定して支障はないのであるかどうか。

○衆議院専門員(西畑正倫君) これは來年度の予算折衝までには当然制定できるものと思ひます。

○仲子隆君 先程のメモランダムに従つて、一方で修理その他が始まりますが、それに關係して、この修繕費或いは補助額の予算、こういうものも予め考へられて、この法律はできるのであるか、ただ來年度の予算を取る前提といふように考へるのであるか、本年度の補助金額が考へられてあるかといふことを伺ひたいと思ひます。

○衆議院専門員(西畑正倫君) これは法文として一應の体系を整へまして、メモに基づいて折衝する。政府当局において具体的に折衝するのでございまして、関連性はございませうけれども、先ずこの法律の狙いどころとしては、修繕に対して國庫補助ができる。必要の場合には修繕を建設大臣が直接行うことができる。こういう大本から決めて行きたい。こう考へておるのであります。

○政府委員(森本正雄君) ちよつとお答えします。こういうものを作つて、直ぐ維持費があるかという御質問ですが、実は今の法規では維持費としてはつきり出すことはできません。併し今日のこういう情勢からいへば、考へまして、一部の維持費はすでに出しておるのであります。それから又向うの申出によりまして、現在第四四半期の道路、これに對してもなるべく維持の方を重んじてやつて呉れという申込みがある

○仲子隆君 分りました。

○委員(石坂重一君) 皆さんの御質問の中間でございませうけれども、委員長より一つお尋ねしたいのですが、お尋ねというよりは、最近に起つた陳情に基つてあります。道路の一部をなす軌道の施設及び修繕、あれは道路と一体をなすという解釈にして頂かんといふと、軌道施設の担当者は、この頃買金ベースの騰貴と諸材料の暴騰、いろいろの終戦後の事情によつて単独の財力ではできない。その点これは東京始め横浜、京都、大阪等の六大都市、主として軌道を敷設しておるところから陳情が来ておりました。非常に重大な問題になつておりました。このままに放棄すると、線路の修復などは思ひも寄らんことになつて、旅客運賃といふものは全く労働賃金に取られてしまふといふ状態になつておるので、路線の復旧などは容易でない。こういう問題に達着しておるのであります。幸いこの法案が出て参りました今日でありますから、この法案の解釈によりまして、一般の路面と同様な扱いをして補助を與えるといふことにしたら非常に助かつて来るのではないか、こう思ふのです。如何でしようか。これに對して提案者の方々に對して、これを取入れて

よろしいといふことであれば、非常に便利なることにならうと思ひますが、一應伺ひます。

○衆議院専門員(西畑正倫君) この法案を提案した側の立場から申しますと、今委員長のお話しになりました問題は、軌道と関連性がございまして、これをいきなり道路と判定するには、法文上或る程度の修正をしないと、いきなりこれに織込むことは困難であると思ひます。これは根本問題になりますから、でき得べくば政府当局からの御意向を承つて見たい。

○政府委員(森本正雄君) 今委員長の御話は、實際そうしないと困る場所も沢山あると思ひます。現に六大都市で五ヶ年間に軌道のために二十三億の修繕費を要する。五ヶ年間にやつて置けば先はどうでもいい。とにかく五ヶ年間にだけ補助して欲しい、そういう切なる陳情があります。従つて六大都市以外の都市におきましても、それと同じような問題があると思ひます。併しこれは軌道法の問題でありますから、この法律を少し別問題になります。又別個に考へて見たいと思つておりますから御了承願ひます。

○委員(石坂重一君) 一應道路局長から實際の取扱いとして……  
○説明員(菊池明君) 委員長からの只今のお話、誠に御尤もな御意見でございまして、我々にも大都市の軌道関係者が現にしばしば参りまして、そういうお話がありました。研究いたしておるのであります。明かに軌道経営者が維持修繕すべきことが規定されてお

法第三十三條第三項の規定による道路  
に関する費用負担の件勅令第三百八十

ことになると、これは実施上非常に困  
難になりやせんかと思われるのであり

これに対してもなるべく維持の方を重  
置申にやつて呉れという申込みがある

が、如何でしょうか。これに対して提  
案者の方々に於いて、これを取入れて

道法によりまして、明かに軌道経営者  
が維持修繕すべきことが規定されてお

ります。それは道路の方の管理者とし  
てこれを維持することができないこと

になつておられますので、その軌道法  
の方を何とかしなければ、いきなり道路

の費用によつて軌道の面を修繕するこ  
とはできないわけでございます。ただ

私はそれでは困るといふことは十分分  
つておりますので、又実はこの問題に

つきましては関係方面からしほく  
何とかならんかといふことを言われて

おります。それで軌道関係者とそれか  
ら道路の関係者と寄つて貰ひまして、

何とかできないかといふことを話し合  
ひをつけたと思つておりますが、直

ぐに道路費を以て軌道を敷こうとい  
うわけにはいずれにしても行かない、結

局道路の方に或る程度の助成をいたし  
まして、どうせ同じ市長或いは都長

下にある道路関係の部局或いは交通開  
係の部局がやつてゐるのでありますか

ら、内部的に財政的な遣り繰りがつき  
はしないか、こういうふうに思つてお

りますので、只今のところは道路面が  
ら助成して、市長或いは都長の肚で、

肚と申しますか、市なり都の内部にお  
きまして遣り繰りをやれんかと、そう

いふ話をつけたいと、そういうふう  
思つております。

めに本省として一つの法案を出し下  
さる機会がないでしようか。

○委員(赤木正雄君) 法案を出す  
或いは出さないにしても、事実におい

て修繕できるか、よく研究します。

○委員(石坂豊一君) どうにか至急そ  
れをやるようにやつて頂きたい。私の

質問はこれだけで。

皆さんから法案に対しての御質問は  
ございませぬか。……そうしますと、

本案に対する質疑を終つたものとして  
扱つてよろしうございませぬか。

○委員(石坂豊一君) それでは道路  
の修繕に関する法律案の質疑は終了し

たことといたします。同時にこれは会  
期の関係もありまゝ取り急ぎま

すが、討論に移りたいと思ひます。如  
何でしょうか。……それじゃ討論に移

ります。本案全部を問題といたしま  
す。……それは採決に移ります。原

案の通りで御異存ございませぬか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(石坂豊一君) それでは皆さ  
んの御同意で本案は可決したものと

して取扱ひます。これで委員会は散會  
いたします。

午後二時三十分散會

出席者は左の通り。

委員長 石坂 豊一君

理事 仲子 隆君

委員 島津 忠彦君

委員 岩崎正三郎君

委員 島田 千壽君

委員 堀 末治君

委員 赤木 正雄君

委員 安部 定君

委員 久松 定武君

衆議院議員 柏原 義則君

建設委員長 赤木 正雄君

建設政務次官 赤木 正雄君

建設技官 菊池 明君

建設局長 (道路局長) 西畑 正倫君

衆議院建設 西畑 正倫君

委員会専門員 西畑 正倫君

十二月八日本委員会に左の事件を付託  
された。

一、道路の修繕に関する法律案(衆  
議院提出)

道路の修繕に関する法律案  
第一條 國は、当分の間、地方公共

團體に対し、道路法に規定する道  
路の修繕に要する費用の一部を補

助することができる。  
前項の補助に關し、必要な事項

は、政令で定める。  
第二條 建設大臣は、当分の間、必

要があるとき、道路法  
第二十條第一項の規定にかかわら

ず、國道の修繕をすることができ  
る。  
前項の場合においては、道路管

理者の権限は、政令の定めるところ  
により、建設大臣が行う。

第一項の修繕に要する費用は、  
國の負担とする。但し、地方公共

團體は、政令の定めるところによ  
り、その一部を負担しなければならない。

附則  
この法律は、公布の日から施行す  
る。

十二月八日本委員会に左の事件を付託  
された。

一、府縣道大阪京都線の東海道線交  
さ地点貫通促進に関する請願(第

四号)

一、前馬川暗きよ改良工事に関する  
請願(第六号)

一、名取川直轄改修施行区域の延長  
等に関する請願(第九号)

一、阿武隈川根本治水工事施行に關  
する請願(第十号)

一、白老、徳舞野間村間道路開さく  
に関する請願(第二十号)

一、吉田川改修補強工事施行に關す  
る請願(第二十九号)

一、吉田、鶴田阿川の治水根本対策  
に関する請願(第三十号)

一、松浦川改修工事費全額國庫補助  
に関する陳情(第一号)

第四号 昭和二十三年十二月二日受  
府縣道大阪京都線の東海道線交さ地点

貫通促進に関する請願  
請願者 大阪府高槻市長 古田

誠一郎外一名  
紹介議員 中村正雄君

府縣道大阪京都線は、高槻市の芥川の  
一地点において東海道線によつてしや

断されているため、前後約一、六〇〇  
メートルは全く死道の状態である。し

かして京阪間の物資を交流輸送する  
進駐車自動車をはじめ、重量の貨物自

動車等は回して本市唯一の繁華街を  
通過するため、脅威的な交通地獄を展

開している現状であるから、東海道線  
交さ地点貫通を速かに促進されたいと

の請願。  
第六号 昭和二十三年十二月二日受

前馬川暗きよ改良工事に関する請願  
請願者 宮城縣伊具郡角田町東

町 降幡備策外一名  
紹介議員 尾崎行輝君

前馬川の暗きよは、愛知郡中央部と同  
郡西部とを結ぶ幅員約一メートル半の

主要道路上に石材とれん瓦をもつて、  
構築されたものであるが、道路面上よ

り暗きよの頂点までが非常に低い  
ため、貨物自動車はもとより、多少積荷

の多量の場合には、牛馬車も交通が困  
難な現状であるから、この暗きよを鉄

橋に改良せられたいとの請願。  
第九号 昭和二十三年十二月二日受

名取川直轄改修施行区域の延長等に関  
する請願  
請願者 宮城縣仙台市議會議長

高橋善三郎  
紹介議員 高橋 啓君

宮城縣仙台市を貫流する名取川、廣瀨  
川等諸河川の護岸工事が進むよくな

いため、豪雨の都度河水が増水はん濫  
して、三十万市民の野菜供給地である

附近農村の農作物に被害を及ぼし、ま  
た家屋に浸水する等市民の生活が及び

やかされてゐるから、災害防除の根本  
対策として建設省施工の名取川改修工

事区域を延長して、せき場附近の護岸  
工事と、六郷及び七郷用水堀取入口の

合口施設工事を早急に施行せられたい  
との請願。  
第十号 昭和二十三年十二月二日受

阿武隈川根本治水工事施行に関する請  
願  
請願者 宮城縣伊具郡角田町東

町 降幡備策外一名  
紹介議員 尾崎行輝君

三

宮城縣下の阿武隈川の水害を防いで、沿岸一帯の食糧増産並びに道路橋りよりの保全を図るために、速かに根本的の治水工事を施行せられたい、とくに小齊、飯元両村間約二里半の開き工事を至急に着手せられたいとの請願。

第二十号 昭和二十三年十二月二日 受理

白老、徳舞舞兩村間道路開きに関する請願

請願者 北海道白老郡白老村長 淺利義市

紹介議員 木下源吾君

南部太平洋岸と日本海岸を結ぶ直結路線上の白老原野は、未利用可能地面積五万余町歩及び終戦後百餘戸の引揚者が入植しているが、原始のまま未開の処女地として遺されており、國家産業開発上遺憾にたえないから、本路線開きによる開拓移住民の入地及び森林地帯開發による木材産出等の見地より、白老村、徳舞舞兩村間の道路開きを図られたいとの請願。

第二十九号 昭和二十三年十二月三日 受理

吉田川改修補強工事施行に関する請願

請願者 宮城縣宮城郡松島町長 磯田直七外七名

紹介議員 高橋 啓君

吉田川は、降雨とに出水はん溢して沿岸堤防、橋りより耕地、住家、人畜等に多大の被害を與えている、ことに品井沼開墾地千余町歩は、ほとんど無收穫となり、罹災農民に苦痛を與える状態であつて、今や農民の生産意欲減退しことに憂慮にたえないから、これに対し營農資金の供與、生活資料の

放出はもうより、災害の根本的排除方策として恒久的治水計画を樹立して、吉田川堤限の全面的強化並びに河床の整理等の補強工事を施行せられたとの請願。

第三十号 昭和二十三年十二月三日 受理

吉田、鶴田兩川の治水根本対策に関する請願

請願者 宮城縣宮城郡松島町長 磯田直七外五名

紹介議員 高橋 啓君

吉田川及鶴田川は、暴風雨のあるごとに出水、はん溢して品井沼開墾地の堤防、水路、住家等に多大の被害を與え、農家経済を危機にひんせしめている。ことに、昭和二十二年、二十三年と引續いて大こう水が起つたため耕地は原野と化し、農民をして全く再起の能力を失わしめている現状であるから、品井沼の耕地の治水根本解決のために、急速に右兩川を併行して増強するとともに、游水池越水堤等を設置し、また水源かん養林の造成奨励等の施策を講ぜられたいとの請願。

第一号 昭和二十三年十二月二日 受理

松浦川改修工事費全額國庫補助に関する陳情

佐賀縣廳内佐賀縣議會内 金子 道雄外四十九名

松浦川は、戦時中における水源地山林の乱伐のため、年ごとに洪水を起して、佐賀縣西北部穀倉地帯の水利舟運の便に浴する沿岸の堤防、田畑等に多大の被害を與えている。また、過般の豪雨による農耕地、鉄道線路、縣道、堤防その他公共施設の被害は悲惨を極

めた。こうした現状に対して年々小規模な復旧をなすことは、國費を無意義に費すのみであるから、全額國庫補助による松浦川の根本的改修工事を施行されたいとの陳情。